

2018年度

首都大学東京 大学院

人間健康科学研究科

〔博士前期課程〕

〔博士後期課程〕

東京都都市外交人材育成基金

外国人留学生特別選抜

学 生 募 集 要 項

＜東京都都市外交人材育成基金外国人留学生特別選抜について＞

東京都は、都市外交を推進する上で不可欠な人材育成事業を継続的に実施するため、平成27年から概ね10年間にわたり、「東京都都市外交人材育成基金」を設置しています。

平成30年度も、東京都設立の公立大学法人が運営する「首都大学東京」の大学院において、この「東京都都市外交人材育成基金」を適用し、優秀な留学生を募集します。本特別選抜により入学を許可された留学生に対しては、学業・研究に専念できるよう、授業料等免除や奨学金給付等の生活支援を実施します。なお、本事業は平成30年度東京都歳入歳出予算が平成30年3月31日までに成立することを前提としております。

1 募集人員

4名

2 出願資格

以下の各号の要件を全て満たす者とします。

- (1) 博士後期課程については、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を得た者（見込みの者を含む）。又は、研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時において24歳に達している者。

博士前期課程については、学校教育における16年の課程を修了した者又は学士の学位を得た者（見込みの者を含む）。又は、研究科において、個別の入学資格審査により、日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時において22歳に達している者。

- (2) 次のイからハのいずれかに該当する者。

イ アジア諸地域（注1）の国籍を有し、新たに海外から留学する者。

ロ アジア諸地域以外の外国の国籍を有し、出願時においてアジア諸地域又は東京都の姉妹友好都市等（注2）に、主たるキャンパス・研究所・事務所等が所在する大学等研究機関又は政府機関・地方行政機関（これに準ずる公的機関を含む。）に在籍する者。

ハ 既に本事業の適用を受けている者であり、出願時において首都大学東京の博士前期課程に在籍する者（ただし、学業成績が特に優秀であって、博士後期課程に応募する者に限る。）。

- (3) 学業及び日本での生活上、十分な日本語能力又は英語能力を有すること。また、日本語能力については、課程修了までに、基本的な日本語の理解や日常会話の理解が可能な水準まで習得を目指す意欲があること。

- (4) 課程修了後、次のイからハのいずれかに就職する意志があること。

イ 東京に本社又は支社がある企業（勤務地は日本国内外を問わない。）

ロ 日本又は海外の大学等研究機関

ハ 日本又は海外の政府機関・地方行政機関（これに準ずる公的機関を含む。）

- (5) 課程修了後、留学により習得した知識や技術を活用し、東京及び海外諸都市相互の発展に対して貢献するとともに、高度知日派人材ネットワークの形成に協力し、東京と海外諸都市との相互理解・友好親善関係の推進に寄与する意志があること。
- (6) 渡日時に「留学」の査証を取得すること。「留学」以外の査証あるいは在留資格をもって渡日する者、出願時に在留資格「留学」で日本の大学に在籍している者（研究生も含む。ただし(2)ハに該当する場合を除く。）は資格を有しない。
- (7) 心身ともに大学における学業に支障がないこと。
- (8) 看護科学域の受験を希望する場合は以下の資格を有すること。

[博士前期課程]

- ア 日本語能力試験（J L P T）N 1 レベル合格
- イ Test of English as a Foreign Language(以下 TOEFL)iBT80 点以上又は TOEFL PBT550 点以上
- ウ 母国における保健師、助産師、看護師のいずれかの資格

[博士後期課程]

- ア TOEFL iBT80 点以上又は TOEFL PBT550 点以上
- (9) 以下のイからニのいずれにも該当しないこと。採用以降に以下のイからニのいずれかに該当することが判明した場合には、採用を取り消す場合がある。
- イ 出願時に日本国籍を有する者、出入国管理に関する特別永住者、出入国管理および難民認定法による永住の許可を受けている者。
- ロ 現役軍人又は軍属の資格を有する者。
- ハ 入学時に、他機関から奨学金、研究費等を受給する者。
- ニ 博士前期課程については、過去に日本政府奨学金留学生として、博士前期課程の教育を本学又は国内他大学で受けた者。博士後期課程については、過去に日本政府奨学金留学生として、博士後期課程の教育を本学又は国内他大学で受けた者。

(注 1)

アジア諸地域 次の東アジア、東南アジア及び南アジアの国及び地域をいう。

インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、韓国、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス、台湾

(注 2)

東京都の姉妹友好都市等 次の東京都の姉妹友好都市、アジア大都市ネットワーク 21 会員都市、その他東京都が都市外交を展開する海外主要都市をいう。

<姉妹友好都市>

ニューヨーク、北京、パリ、ニュー・サウス・ウェールズ州、ソウル、ジャカルタ、サンパウロ州、カイロ県、モスクワ、ベルリン、ローマ、ロンドン

＜アジア大都市ネットワーク 21 会員都市＞

バンコク、デリー、ハノイ、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、ソウル、シンガポール、台北、トムスク、ウランバートル、ヤンゴン

なお、出願する場合は、あらかじめ本研究科が指定する書類を提出し、本研究科からの出願許可を得る必要があります。出願する前に、指導を希望する教員を通して本研究科まで申し出てください。

詳細はウェブページを参照してください (<http://www.hs.tmu.ac.jp/>)

(<http://www.ic.tmu.ac.jp/>)

3 出願受付

(1) 出願受付期間

郵送する場合：2018年4月1日（日）～2018年4月24日（火）（必着）

持参する場合：2018年4月1日（日）～2018年4月24日（火）

※受付時間 10:00～12:00、14:00～17:00

(2) 出願書類提出先 首都大学東京荒川キャンパス学務課教務係

〒116-8551 東京都荒川区東尾久7-2-10

(3) 提出書類

	注意事項
ア 志願票	・本研究科所定の様式に、必要事項を記入すること。 ・写真（縦4cm×横3cm）は、出願前3か月以内に撮影した正面・無帽、上半身のものを指定欄に貼ること（宗教上又は医学上の理由がない限り）。
イ 博士前期課程：最終学校卒業（見込み）証明書 博士後期課程：博士前期（修士）課程修了（見込）証明書	・出身（所属先）大学の学長が作成したもの。 ・英語又は日本語で作成すること。
ウ 成績証明書	・出身（所属先）大学の学長が作成したもの。 ・大学学部1年から直近のものまで作成すること。 ・英語又は日本語で作成すること。
エ 申請書（様式1-1）	・本研究科所定の様式により、英語又は日本語で作成すること。
オ 専攻分野及び研究計画（様式1-2）	・本研究科所定の様式により、英語又は日本語で作成すること。
カ 推薦調書（様式2）	・出身（所属先）大学の学長または勤務先の所属長が作成したもの。 ・本研究科所定の様式により、英語又は日本語で作成すること。
キ 将来のキャリアプランと首都大学東京及び東京都への貢献について（様式3）	・本研究科所定の様式により、英語又は日本語で作成すること。

ク 誓約書（様式４）	・本研究科所定の様式によること。
ケ 住宅紹介調書 （様式５）	・本研究科所定の様式によること。
コ 健康診断書 （様式６）	・本研究科所定の様式によること。
サ パスポートの写し	・表紙及び氏名と国籍が分かるページ
シ 証明書用顔写真	・証明書用顔写真（縦４cm×横３cm）２枚

※看護科学域を志望する者は、「（３）提出書類」に加え、以下の提出を義務付けています。

[看護科学域博士前期課程]

ア 日本語能力試験N１認定証明書

イ Test of English as a Foreign Language(以下 TOEFL)iBT80 点以上又は TOEFL PBT550 点以上の結果

ウ母国での保健師、助産師、看護師免許証いずれかの写し

[看護科学域博士後期課程]

ア 修士論文の全文（※修士論文が英語あるいは日本語でない場合は、要旨のみ英語か日本語に訳して、全文とともに提出してください。）

イ TOEFL iBT80 点以上又は TOEFL PBT550 点以上の結果

4 入学者選考方法

入学者の選考は、専門分野に係る筆記試験または口述試験のいずれか、もしくはその両方の結果と提出書類の内容を総合して行います。

- (1) 選考期日 ２０１８年５月１６日（水）から２０１８年６月１日（金）までの間で本研究科が指定する日
- (2) 試験場 首都大学東京荒川キャンパス（東京都荒川区東尾久７－２－１０）
または本研究科が指定する場所
- (3) 試験科目 専門分野に係る筆記試験または口述試験のいずれか、もしくはその両方を課します。
※ 試験時間等は、別途連絡します。

5 合格発表

日時 ２０１８年６月２８日（木） 正午

上記の日時に下記の首都大学東京人間健康科学研究科ホームページに合格者受験番号一覧を掲載する予定です。なお、合格者には同日、別途合格通知書を発送します。

<http://www.hs.tmu.ac.jp/>

6 入学手続

合格者は2018年7月27日（金）までに入学手続を済ませて下さい。

7 入学時期

2018年10月1日（月）

8 入学者への支援

入学手続が完了した者に対して、以下の支援を行います。

(1) 入学査料・入学料

免除します。

(2) 授業料

博士前期課程標準修業年限（2年間）及び博士後期課程標準修業年限（3年間）の授業料を免除します。

(3) 奨学金

月額18万円（当該留学生在が、ヘルスプロモーションサイエンス学域に所属している場合は15万円）の奨学金を給付します。給付期間は、平成30年10月から、博士前期課程標準修業年限（2年間）及び博士後期課程標準修業年限（3年間）の間とします。

(4) 渡航費

留学生の居住地最寄りの国際空港から成田空港又は羽田空港までの片道航空券（エコノミークラス）を支給します。また、留学生が学位を取得し帰国する際には、成田空港又は羽田空港から留学生居住地最寄りの国際空港までの片道航空券（エコノミークラス）を支給します。なお、成田空港又は羽田空港から各キャンパスまで及び各キャンパスから成田空港又は羽田空港までの交通費は学生負担とします。

※ただし、休学・退学（標準修業年限内に課程修了に必要な単位を取得し退学する場合を除く。）した場合及び奨学金支給期間終了後、引き続き日本に滞在し一時帰国する場合等に伴う帰国の運賃は給付しません。

(5) 住宅

希望者は国際学生宿舎への入居申請が可能です（初年度1年間）。住宅紹介調書は希望の有無に関わらず、全出願者、提出が必要となります。

※賃料、食費等は自己負担です。

※国際学生宿舎は単身者用のみになります。家族用の物件の紹介はできません。また、家族を呼び寄せる場合、呼び寄せのための手続きはご自身で行う必要があります。大学では手続き及び生活相談には対応できかねますので、ご注意ください。

(6) 留意事項

※入学時の誓約や本大学の規則及び規程等に著しく反する行為を行った場合、休学した場合、「留学」の在留資格を他の在留資格に変更した場合、上記の支援を打ち切ります。また状況に応じて、入学料及び上記の支援を行った金額の請求又は返還を求めることがあります。

※上記の他、在籍確認ができない場合等は、「授業料免除の停止」「奨学金の給付停止」を行うことがあります。

※留学期間中、他の奨学金等の経済的支援制度に申請したときは、支援を取り止めます。ただし、課程修了後に受給を開始する奨学金等への申請についてはこの限りではありません。

9 帰国後の責務について

留学生は、留学期間終了後、留学により習得した知識や技術を活用し、東京及び海外諸都市相互の発展に対して貢献するとともに、高度知日派人材ネットワークの形成に協力し、東京と海外諸都市との相互理解・友好親善関係の推進に寄与するよう努めなければなりません。